

伊丹市〇〇施設電気供給業務契約書（案）

伊丹市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に次のとおり、伊丹市〇〇施設（以下「施設」という。）における電気供給業務契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は仕様書及びこの契約の条項に基づき施設で使用する電気を供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（電気方式等）

第2条 受電電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数は別紙仕様書のとおりとする。

（契約電力等）

第3条 契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）及び予定使用電力量は別紙仕様書のとおりとする。

2 使用電力量はあくまでも予定であり、これを上回り、また下回ることがある。

3 500kW未満の施設にあっては、各月の契約電力（常時電力）は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

4 最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力（常時電力）を甲乙協議によりすみやかに定めることとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第4条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、また承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、第10条に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合はこの限りでない。

（契約金額）

第6条 契約金額は次の各号に掲げる金額とする（消費税及び地方消費税額を含む）。

- ① 基本料金単価（常時電力） 金〇〇円（1kW、1月あたり）
- ② 電力量料金単価（夏季7～9月） 金〇〇円（1kWh、1月あたり）
- ③ 電力量料金単価（その他季） 金〇〇円（1kWh、1月あたり）

(消費税率変更に基づく改定)

第7条 消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、新たな消費税率に基づいて金額を算出する。

(燃料費調整)

第8条 料金の算定にあたり、需要場所が、電力供給区域に含まれる旧一般電気事業者の適用する燃料費調整単価により調整を行う。

(市場価格調整)

第9条 料金の算定にあたり、需要場所が、電力供給区域に含まれる旧一般電気事業者の適用する市場価格調整単価により調整を行う。

(再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく賦課金)

第10条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(契約期間)

第11条 契約期間は、2025年〇月〇〇日から2026年〇月〇〇日までとする。

(契約保証金)

第12条 乙は、伊丹市契約に関する規則（平成3年伊丹市規則第37号）第24条の規定による契約保証金を納めなければならない。ただし、同規則第25条の各号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(供給の方法)

第13条 施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

(電気の安定供給)

第14条 乙は、甲に対し電気の安定供給に努めること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は電気の供給を中止し、又は甲に対し電気の使用を制限し、若しくは中止の申し出ができる。

- (1) 電気の需給上やむを得ない場合。
- (2) 乙の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合。
- (3) 乙の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合。
- (4) 非常変災の場合。
- (5) その他保安上必要がある場合。

- 2 旧一般電気事業者の送電線を使用して電気託送により供給している場合は、前項各号に関しては、当該旧一般電気事業者との接続供給契約で安定供給を図ること。ただし、当該旧一般電気事業者の都合で電気の供給中止又は制限が生じる場合は、この限りでない。
- 3 第1項の電気の供給中止、又は制限を行なおうとするときは、緊急時等やむを得ない場合を除き、乙は甲に対し事前に連絡し、了解を得ることとする。また、緊急時等についても事後報告を行うこと。

(計量及び検査)

第15条 使用電力量の計量及び算定は、送配電事業者により託送供給等約款に従って行われるものとする。

- 2 検針は各月ごとに、送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施する。乙は毎月1日の0時から当該月の最終日24時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について、甲に通知しなければならない。
- 2 検針日は、次により、実際に計量を行った日又は計量を行ったものとされる日とする。
- (1) 計量は毎月1日に、乙が行う。
 - (2) 甲又は乙の事情により、1日に計量することができない場合には、乙はその翌日以降に検針を行うことがある。
 - (3) やむを得ない事情のあるときは、乙は1日以外の日に計量することがある。
 - (4) 第2号及び第3号の場合については、乙は1日に計量したものとみなす。

検針にかかる記述の変更については協議により決定します。

（具体例：『計量は毎月1日午前0：00に行う。』への変更は可とします）

(料金の計算)

第16条 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。なお、電力量料金等には燃料費調整額を含むものとする。

$$\begin{aligned} \text{毎月の電気料金} &= \text{基本料金（電力基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (185\% - \text{力率}(\%))\text{）} \\ &\quad \text{（消費税および地方消費税額を含む）} \\ &\quad + \text{電力量料金等（電力量料金等単価} \times \text{使用電力量）} \\ &\quad \text{（消費税および地方消費税額を含む）} \\ &\quad + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税および地方消費税額を含む）} \\ &\quad + \text{燃料費調整額} + \text{市場価格調整額} + \text{環境価値（非化石証書）} \end{aligned}$$

(力率)

第17条 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。単位はパーセント（％）とし、小数点以下第1位を四捨五入する。ただし、瞬間力率が、進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率（％）} = \text{有効電力量} \div \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

（支払方法）

第18条 甲が指定する口座から乙が指定する口座へ毎月継続して料金を振り返る。

2 毎月の振替日及び振替日が休日の場合の取扱いについては乙が指定する。

3 毎月の請求内容等を確認するため、乙は甲に対しweb又は書面にて情報提供を行う。

（契約の解除）

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通知することにより本契約を解除することができる。

（1） 乙が天災その他乙の責めに帰さない事由によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。

（2） 甲が本契約について不正の事実を知ったとき。

（3） 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

（4） 乙が暴力団等（伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められるとき、又は下請の相手方としていた場合に甲が乙に対して、当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、甲にその損失の補償を請求することはできない。

3 乙は、第1項の規定により本契約が解除された場合においては、総契約金額（契約金額に発注予定量を乗じて得た額、以下同じ。）の10分の1に相当する額（契約の一部の履行があったときは、総契約金額から履行部分に対する支払相当額を控除して得られた額の10分の1に相当する額）を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、違約金を上回る損害が甲にあるときは、乙は、その損害額を甲に賠償しなければならない。

4 乙は、甲が本契約に違反し、その違反によって乙が本契約に基づく債務を履行できないときは、その旨を甲に通知することにより本契約を解除できる。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第20条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、乙に損害を受けることがあっても、甲は、その損害賠償の責めを負わない。

（損害賠償）

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、その損害を甲に賠償しなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、乙が甲に賠償する額は、乙が当該第三者に対して、停電により通常生ずるであろう損害賠償義務を負う範囲に限る。

- (1) 天災その他乙の責めに帰さない事由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲に損害を与えたとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により生じた停電により第三者が損害を被った場合において、甲が当該第三者にその損害額を支払ったとき。

(契約解除による料金の精算)

第22条 甲が第18条第1項及び第19条第1項の規定により本契約を解除した場合は、乙が履行した部分に相当する金額（精算金等を含む）をもって精算する。

(談合その他不正行為に対する措置)

第23条 乙（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、総契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該機関（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号

に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、遅延利息を甲に支払わなければならない。

(賠償額)

第24条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、総契約金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。本契約の履行が完了した後においても、同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、総契約金額の10分の1に相当する額を超える場合には、乙は、超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 乙が前二項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(定めのない事項等)

第25条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本契約の解釈若しくは本契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 本契約に関して紛争が生じた場合は、神戸地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市
伊丹市長 藤原 保 幸 ⑩

乙 〇〇市〇〇△丁目〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩